

いとが



目次

- p.02 まちのトピックス
- p.03 国民健康保険からお知らせ
- p.04~05 くらしの情報館
- p.10 糸田アラカルト
- p.12 出産支援・子育て支援



4月1日(木)からの機構改革による窓口改装のため、3月30日(火)と31日(水)は庁舎1階の住民課、福祉課および税務課の窓口を閉鎖しますので、業務は住民センター視聴覚室でおこないます。

上記3課以外の業務につきましては通常どおりです。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

中ページに糸田町暮らしの便利帳
(別冊)があります。必ず抜取つ
てください。



知っておきたい保険税のはなし！



新しく国民健康保険に入るとき・やめるときなどに
知っておいてほしいことをお知らせします。

【問合せ】住民課 国民健康保険係 電話26-1235

CHECK 1 保険税は前年の収入で決まる

国保税は現時点の収入ではなく、前年の確定申告(年末調整)をした収入をもとに計算されます。

例) 令和3年度の保険税は
令和2年中(1月～12月)の収入を対象にします。

備えてください

退職を考えている人や定年退職が近づいている人は、これからかかる保険税を事前に調べて備えてください。備えをしておらず「退職したから払えない」などは正当な理由にはなりません、十分注意が必要です。また、国保加入だけでなく、条件に該当すれば任意継続や社会保険の扶養になれる場合があるので確認をお願いします。

CHECK 3 国民健康保険とそのほか健康保険との違い

主な相違点

①保険税の支払月 ②扶養の有無 ③納税義務者

- ①国保はその他健康保険と違い、毎月ではなく納期ごとに支払います。糸田町国保税の納期は毎年7月～翌年2月末の年8回と決められています。
- ②国保に扶養制度はありません。世帯単位で管理され、国保に入っている世帯員ごとに保険税を計算します。収入がない子どもにも一定額(均等割)が加算されます。
- ③納税義務者は世帯主です。世帯主自身が国保でなくとも加入世帯員がいれば支払いの義務を負います。

CHECK 5 どうしても支払えないときは放置せず相談を！

国民健康保険に入るとほかの健康保険などができるまでぬけることはできません。備えておらず保険税の支払いが困難なときは直近1か月～3か月の収入や支出がわかるもの(給与明細、領収書、通帳、ローン証明など)を自主動的に持参して現況を教えてください。

特例として分割などの誓約ができる場合や猶予認定を

CHECK 2 保険税減免制度について

退職して雇用保険(失業保険)を受けられる人は、ハローワークから「雇用保険受給資格者証」が発行されます。そこに記載される「離職理由」の欄が【11、12、21、22、23、31、32、33、34】の場合、保険税の減免申請をすることができるので証書と本人確認書類を持参のうえ住民課へお越しください。※特または高の記載ある人除く。

やむを得なく(会社都合)仕事を辞めなければならなくなったり人が対象になる可能性があります。

※災害(火災等)などで財産がなくなったという理由でも度合いによって減免制度を受けることができます。相談してください。

CHECK 4 手続きは14日以内に！

退職後に国保へ入る、就職して社会保険に入る(国保をやめる)ときは手続きが必要です。届け出期限は原則14日以内。遅れる場合は相談してください。

～必要なもの～

入るとき	ぬけるとき
健康保険資格喪失連絡票 または生活保護廃止・ 停止通知	国保の保険証 会社の保険証(写)
本人確認書類(マイナンバーカードなど)	

40歳以上の皆さん!

無料の特定健診(個別健診・人間ドック)は 3月末までとなっています!

水色の受診券(8月送付)、または庄着ハガキの受診券(11月送付)を使って健診をうけましょう！
①まずは、協力医療機関に予約のお電話を！
②当日は、国民健康保険証と受診券を持参してください。

※受診券は、役場 住民課で再発行できます。
※人間ドックについては、費用の一部(特定健診分)を本町が負担します。



1月 15日 子ども達のために

●田植え祭りいとだ3.15 一般寄付●

町長室にNPO法人団体の田植え祭りいとだ3.15の原口秀司理事長が訪問し、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策として一般寄付をしました。

寄付を受けた森下博輝町長は「感染症対策に活用していきたい」と話していました。



1月 21日 おかつさんがやって来た！

●子育て支援室 新春かくし芸大会●

子育て支援室で、新春かくし芸大会がおこなわれました。今年は新型コロナウイルス感染症対策のため、内容や規模を縮小して開催しました。



職員によるオペレッタ劇「てぶくろ」や「おおきなかぶ」の上演では、動きを真似たり手拍子をして子ども達は喜んでいました。マジックショーや地域おこし協力隊による大正琴演奏では、思わず息をのみ真剣な表情で見つめていました。炭坑節に合わせ、おかつさんが登場すると大人も子どもも大喜び。福笑いやじょんけん大会で楽しく親睦を深めました。



2月 8日 人権を絵で表現

●令和2年度人権ポスター表彰式●



令和2年度人権ポスター表彰者の選考をおこない、小学5年生、6年生、中学3年生の各学年から、金賞1人、銀賞2人、銅賞3人の合計18人の表彰者を決定しました。また、今後の人権教育などに活躍を祈念し、表彰者に賞状と記念品を贈呈しました。

2月 8日 授業スタイルは、近未来へ

●電子黒板導入●

小学校の普通教室18室、中学校の普通教室9室に電子黒板が導入されました。



電子黒板にデータを出力するだけなので、板書する手間などが省略され、授業の進行がスムーズになり、児童生徒に今まで以上の行き届いた学習を提供できるようになりました。



やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や、香典返し、赤い羽根共同募金配分金により本町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受け付けています。

寄付・寄贈の受付先

糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)
電話26-4540 FAX26-3666



ありがとうございます～赤い羽根共同募金～ 令和2年度募金総額(1月31日現在) 828,000円

昨年10月から12月にかけておこなわれた「赤い羽根共同募金運動」に皆さんからたくさんの募金が集まりました。この募金の配分金により来年度、地域サロン活動など地域を元気にする福祉事業に役立てていきます。今後ともご協力よろしくお願ひいたします。



©中央共同募金会

高齢者的心強い味方です！ 「たぎり会」

大工や庭師などさまざまな経験を持った有志15人で、高齢者や障がい者の皆さんが自分たちで手入れができない草刈り、剪定、家屋の補修などの支援をしています。ボランティアに来てほしい人は連絡してください。

※天候や会員の休日に合わせて活動していますので、支援に伺うのに2~3か月かかることがあります。

対象

高齢者や障がい者の独居または夫婦世帯

費用

家屋補修にかかる材料費、ごみ処分代、草刈機燃料代など

連絡先

社会福祉協議会 電話26-4540



令和3年度のボランティア保険の加入受付を開始します

対象者

- ボランティア活動団体(無給で自助活動でないこと)
- 本町に在住の個人ボランティア(社会福祉協議会への登録必要)

補償期間

4月1日(木)～令和4年3月31日(木)
※中途加入の場合は、申込み翌日より当年度の3月31日(木)まで。

掛け金

一人年額 350円
※天災型(地震・噴火・津波対応)はプラス150円

申込み

社会福祉協議会事務局にある申込書に記入し、掛け金を払う。

補償金額

保険金額	プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
死亡保険金		1,040万円	1,040万円
後遺障害保険金(限度額)		1,040万円	1,040万円
入院保険金日額		6,500円	6,500円
手術	入院中の手術	65,000円	65,000円
保険金	通院中の手術	32,500円	32,500円
通院保険金日額		4,000円	4,000円
地震・噴火・津波によるけが		×	○
賠償責任(限度額)		5億円	5億円
保険料		350円	500円

対象となるボランティア活動

- 会則により企画立案された活動
- 社会福祉協議会に届け出た活動
- 社会福祉協議会に委嘱された活動



対象とならない活動

- PTA、自治会、老人会、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループの事業や親睦のための活動
- 自宅でおこなう活動 など

健康ひろば

kenkouhiroba

日々の暮らしに役立つ健康だより



■問合せ
保健センター
電話49-9020

こころの健康に気をつけましょう！ ～3月は「自殺対策強化月間」です～

新型コロナウイルス感染症の影響で、感染そのものへの不安に加え、流行に伴う外出や交流、娯楽などの自粛や、マスクを着けての生活といった行動制限による生活の変化から、心身にストレスがかかっています。多くの人が大なり小なり「コロナ疲れ」の状態です。悪化すると、うつ病などの病気につながる危険があります。

◆最近、こんなこと続いているませんか

- これまで楽しんでやっていたことが、楽しめなくなった
 - 以前は楽にできていたことが、今ではあっくうに感じられる
 - 自分が役に立つ人間だと思えない
 - わけもなく疲れたような感じがする
 - 毎日の生活に充実感がない
- ※これらの2項目以上にあてはまり、2週間以上続いて、生活に支障が出ている場合、うつ病の可能性が考えられます。

こころの健康を保つためには、日常生活

のなかでストレスと上手に付き合っていく必要があります。

- リラックスできる時間をもつ
 - 趣味や娯楽などで気分転換
 - 規則正しい生活を心がける
 - 信頼できる情報を得て、不安をある
- ような不確かな情報に振り回されない



また、誰かに話すだけで気持ちが楽になることがあります。不安や悩みで押しつぶされそうな時には、専門家に相談しましょう。

【相談窓口】

- 福岡県精神保健福祉センター 電話092-582-7500
(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)
- 田川保健福祉事務所 電話0947-42-9307
(月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)
- 保健センター 電話0947-49-9020
こころの健康相談 (毎月第3金曜日 午前8時30分～午後5時15分 要予約)

【電話相談】

- ふくあか自殺予防ホットライン
電話092-592-0783 (24時間 年中無休)



花粉症の代表的なものは、スギ花粉ではないでしょうか！
花粉は、1年中飛んでおり、種類もたくさんあります。代表的なスギ、ヒノキ、ブタクサ、イネなどがあります。
体調に影響のある期間は、スギにおいては2月から6月、ヒノキは3月から5月、イネにおいては長くほんたくさんあります。代表的なスギ、ヒノキ、ブタクサ、イネなどがあります。



6月、ヒノキは3月から5月、イネにおいては長くほんたくさんあります。代表的なスギ、ヒノキ、ブタクサ、イネなどがあります。
田植えから稻刈り時期まで続きます。ブタクサにおいては、8月から10月です。ハウスダストにおいては、1年間途切れがありません。
「EPAは血液を健康に、DHAは頭を健康に」に「成人にはEPAを乳幼児にはDHA」といわれています。
EPAは、アレルギー症状の一つである花粉症の緩和に効果が期待できるとのこと。このEPA、DHAを多く含んでいるのが「さんま」などの青魚です。
EPA:動脈硬化を防ぎ、抗血栓、コレステロールの低下などの作用による
DHA:脳細胞の活性化や目の網膜活性化に効果がある。また、悪玉コレステロールを減らし、善玉コレステロールを増やす働きもある。
以前も掲載したように、新陳代謝が出来ていないことによるものです。汗をかくと、代謝があがり体も疲れにくくなり健康にも役立つことです。1日30分だけの「汗かき習慣」を身につけ、疲れにくい元気な体を作りましょう。

■問合せ 糸田町立緑ヶ丘病院 電話26-10111

猛威を振るう花粉の季節

糸田町出産支援特別給付金給付制度

本町では、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、子育て世帯の支援のため、国が実施した特別定額給付金の基準日(令和2年4月27日)を過ぎて生まれた子一人につき10万円を給付します。

●給付要件

次に掲げる条件をすべて満たしている子の保護者。

▶子

- ①令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生していること。
- ②出生後最初の住民登録地が本町で、引き続き本町に住民登録をしていること。

▶保護者

(父母または対象となる子を養育している人)

- ①保護者は対象となる子が生まれる前から本町に住民登録があり、引き続き本町に住民登録をしていること。

*保護者がやむを得ない事情により、申請できない場合は保護者から委任を受けた代理人が代理申請することができます。この場合は、保護者への口座振り込みのみとなります。

●給付金額 子一人につき10万円 ※1回限り

●申請期間 4月14日(水)まで

(土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで)



●給付時期

申請書類を提出した日から約1か月後に給付します。
(申請書類に不備などがあれば、給付が遅れる場合があります)

●申請方法

申請期間内に住民課(4月1日(木)以降は子育て支援課)へ持参または郵送で申請。

(郵送の場合は、4月14日午後5時15分までに必着したものに限ります)

●そのほか

生活保護受給世帯の人は、給付金が収入認定となりますので、申請前に福祉事務所へ問合せください。

必要書類

□糸田町出産支援特別給付金申請書

(令和2年9月30日までに対象となっている人に
は郵送しています。以降に対象となる人には
住民課窓口にてお渡しします)

□保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード の写し

□保護者(代理申請の場合は代理人も含む)の本人 確認書類(運転免許証、健康保険証など)の写し

●問合せ

▶3月末までは住民課 公費医療係 電話26-1235

▶4月以降は子育て支援課 電話26-1233

子育て支援金支給制度

●支給条件

- ▶平成28年4月1日以降に子を出産し、出生児を本町に住民登録すること。
- ▶保護者が本町に住民登録した日から子の出生までの期間が1年以上継続していること。
- ▶保護者が本町に住民登録した日から子の出生までの期間が1年に満たない場合は、住民登録している期間が出生の前後で1年以上継続していること。
- ▶申請者の属する世帯に町税などの滞納がないこと。ただし、滞納金などに対し納付の誓約をし、現に履行されていると認められる場合を除く。

●支給時期および支給額

▶出産祝金

子の出生時に支給されます。ただし、保護者が糸田町に住民登録した日から子の出生までの期間が1年に満たない場合は、1年を経過した時に支給されます。

◎第1子……… 3万円

◎第2子……… 5万円

◎第3子……… 10万円

◎第4子……… 20万円

◎第5子以降… 50万円

*生活保護受給者は5万円限度。

▶育成奨励金

第5子以降の出産祝金を受給し、かつ、保護者・出生児とともに子の出生から支給時期まで継続して本町に住民登録する場合に支給されます。

①3歳到達時 20万円

②小学校入学時 30万円

*生活保護受給者は各5万円。

☆子の順位は、同一の保護者が養育する実子および養子(支給対象児の出生時点で18歳年度末の子ども)の数により決定します。

●申請期限

子育て支援金を受給するためには支給事由が発生した日から6ヶ月以内に申請が必要です。

●問合せ

▶3月末までは住民課 子育て支援金係 電話26-1235

▶4月以降は子育て支援課 電話26-1233



このページを抜き取って、
暮らしの便利帳のファイルに綴
じて利用してください。

新しい暮らしの便利帳は令和
3年度内を目途に、皆さん的手
元にお届けする予定です。



公共施設電話番号一覧表

役場

課名	電話番号	課名	電話番号
税務町民課	26-1235	教務課	学校教育係 26-3788
健康福祉課	26-1241		社会教育係 26-0038
子育て支援課	26-1233	図書館	26-0098
建築課	26-4020	防災管財課	26-1232
土木課	26-1242	暴力等追放専用	26-1234
地域振興課	26-4025	人権推進課	26-4024
議会事務局	26-4353	総務課	26-1231
水道事務所	26-1755		

関係機関

機関名	電話番号	機関名	電話番号
町立病院	26-0111	糸田小学校	26-0016
保健センター	49-9020	糸田中学校	26-0027
社会福祉センター	26-4567	給食センター	26-0305
社会福祉協議会	26-4540	東保育所	26-1318
地域包括支援センター	26-9090	西保育所	26-0523
文化会館	26-2725	隣保館	26-0331
浄水場	26-1756	学童クラブ	26-0303

糸田町暮らしの便利帳 (別冊)

手続き(P20~48) の主な窓口の変更

登録と証明(住民票・戸籍・印鑑登録証明書など)	P20~21	【窓口】税務町民課
介護保険制度	P22~23	【窓口】健康福祉課
高齢者福祉	P23	【窓口】健康福祉課
障害者福祉	P24	【窓口】健康福祉課
児童福祉(保育所・児童手当など)	P25	【窓口】子育て支援課
生活保護	P26	【窓口】健康福祉課
保健事業(特定健診・母子保健・予防接種・精神保健など)	P27	【窓口】健康福祉課(保健センター) P27 母子保健事業 【窓口】子育て支援課
医療費助成(乳幼児医療・障害者医療・ひとり親家庭等医療・養育医療)	P28	【窓口】健康福祉課
国民年金	P29	【窓口】健康福祉課
国民健康保険	P30~34	【窓口】健康福祉課
町税(個人町県民税・固定資産税など)	P35~36	【窓口】税務町民課
環境衛生(ごみ・浄化槽・犬の登録など)	P37~38	【窓口】税務町民課 P38 田川地区急患センター 【窓口】健康福祉課
町営住宅	P40	【窓口】建築課
学校教育(小学校・中学校など)	P41	【窓口】教務課・学校教育係 P41 奨学金 若年者専修学校等技能習得資金 【窓口】人権推進課
人権・同和教育	P41	【窓口】人権推進課
農林業・国土調査事業	P44	【窓口】地域振興課 P44 国土調査事業 【窓口】防災管財課
農地	P45	【窓口】地域振興課
行政(広報・広聴・消防団・準都市計画)	P47	【窓口】防災管財課 P47 広報・広聴 広報 【窓口】地域振興課 P47 広報・広聴 広聴 【窓口】総務課
大熊分譲地	P48	【窓口】防災管財課

新しい課の主な仕事内容についてお知らせします!! 特に町民の皆さんに関する主な事務について掲載しています。

総務課（電話26-1231）

- ▶ 行政区長および回覧の配布に関する事務
- ▶ 職員の任用および人事異動に関する事務
- ▶ 会計年度任用職員の任用に関する事務
- ▶ 議会招集、予算公表に関する事務
- ▶ 資産報告書、政治倫理審査会意見書の作成、閲覧および公表に関する事務
- ▶ 情報開示請求の審査、公表、異議申立てに係る審査会の開催、個人情報保護および審議会の開催に関する事務
- ▶ 行政不服審査請求の受付、行政不服審査会、行政手続、聴聞および弁明（公聴会）に関する事務
- ▶ 固定資産評価審査委員会に関する事務
- ▶ 選挙に関する事務
- ▶ 国民投票、住民投票に関する事務
- ▶ マイナンバーカードの普及促進に関する事務
- ▶ 町の予算に関する事務
- ▶ 物品業者登録に関する事務
- ▶ 自衛官募集に関する事務

人権推進課（電話26-4024）

- ▶ 人権・同和教育の推進、啓発事業に関する事務
- ▶ 歴史と人権を考える日（献花式）の運営全般に関する事務
- ▶ 男女共同参画推進に関する事務
- ▶ 犯罪被害者支援に関する事務
- ▶ 行政相談、人権相談、無料法律相談に関する事務
- ▶ 再犯防止推進施策（保護司会）に関する事務
- ▶ DV被害等の総合窓口に関する事務
- ▶ 隣保館の管理運営に関する事務
- ▶ 若年者専修学校等技能習得資金に関する事務
- ▶ 地域改善奨学金に関する事務
- ▶ 住宅新築資金等貸付金の徴収に関する事務
- ▶ 教育集会所の管理に関する事務
- ▶ 戦没者遺族等、援護に関する事務

防災管財課（電話26-1232）

- ▶ 防災計画作成、災害発生時対策本部の設置、災害時要援護者台帳作成管理に関する事務
- ▶ 消防施設（防火水槽・消火栓）維持管理および補修、設置、避難所・備蓄倉庫の管理に関する事務
- ▶ 消防団の管理運営に関する事務
- ▶ 県民火災共済に関する事務
- ▶ 庁舎の維持および管理、行政財産の使用許可に関する事務
- ▶ 住民センターの使用および管理に関する事務
- ▶ マイクロバス管理に関する事務
- ▶ 公有財産管理（集会所・公民館維持補修業務の発注・作業・管理）に関する事務
- ▶ 大熊分譲地販売促進に関する事務
- ▶ 大型作業場に関する事務
- ▶ 児童公園等の管理に関する事務
- ▶ 街灯の新設、維持管理に関する事務
- ▶ 納骨堂の維持管理に関する事務
- ▶ 庁舎内拾得物の届出に関する事務
- ▶ 交通安全運動、交通安全施設要望・申請に関する事務
- ▶ 暴力追放等推進、暴追大会に関する事務
- ▶ 空き家等対策計画作成、データベース整備に関する事務
- ▶ 国土調査に関する事務
- ▶ 防災講演会に関する事務
- ▶ 災害救助に関する事務

税務町民課（電話26-1235）

- ▶ 戸籍および除籍等の交付に関する事務
- ▶ 在留関連事務
- ▶ 住民基本台帳に関する事務
- ▶ 各種届出（出生・婚姻・離婚・養子縁組等）に関する事務
- ▶ 印鑑登録および証明書交付に関する事務
- ▶ マイナンバーカードの交付に関する事務
- ▶ 所得証明・課税証明・納税証明等の交付に関する事務
- ▶ 町民税、固定資産税、軽自動車税に関する事務
- ▶ 一般廃棄物処理、不法投棄、環境美化に関する事務
- ▶ 合併浄化槽設置補助金に関する事務
- ▶ 改葬および許可に関する事務
- ▶ 犬の鑑札交付および狂犬病予防接種に関する事務

健康福祉課（電話26-1241）

- ▶ 国民年金等に係る裁定請求および資格に関する事務
- ▶ 国民健康保険に関する事務
- ▶ 子ども医療・ひとり親家庭等医療・障害者医療に関する事務
- ▶ 未熟児養育医療に関する事務
- ▶ 後期高齢者医療に関する事務
- ▶ 保健事業と介護予防の一体的実施に関する事務
- ▶ 介護保険に関する事務
- ▶ 「食」の自立支援・緊急通報装置給付・老人福祉電話貸与に関する事務
- ▶ 敬老会の開催に関する事務
- ▶ 敬老祝金の給付に関する事務
- ▶ 老人クラブ連合会に関する事務
- ▶ 障害者自立支援事業に関する事務
- ▶ 障害者福祉事業（補装具給付・日常生活用具給付・更生医療・精神通院医療）に関する事務
- ▶ 手帳（身体・療育・精神）の交付申請等に関する事務
- ▶ 障害児福祉手当、特別障害者手当に関する事務
- ▶ 重度心身障害者見舞品支給に関する事務
- ▶ 生活保護に関する事務
- ▶ 民生、児童委員協議会に関する事務
- ▶ 社会福祉センターの管理運営に関する事務
- ▶ 包括支援センターの管理運営に関する事務
- ▶ 日本赤十字社に関する事務

子育て支援課（電話26-1233）

- ▶ 子育て支援室に関する事務
- ▶ 児童館の運営に関する事務
- ▶ 学童保育に関する事務
- ▶ 児童虐待に関する事務
- ▶ 母子寡婦福祉資金貸付に関する事務
- ▶ 子育て支援金に関する事務
- ▶ 保育所に関する事務
- ▶ 幼稚園・認定こども園等に関する事務
- ▶ 児童手当の支給に関する事務
- ▶ 児童扶養手当の支給に関する事務
- ▶ 特別児童扶養手当の支給に関する事務
- ▶ 母子手帳交付・出産包括支援・乳幼児健診・療育相談・乳児家庭全戸訪問・乳幼児訪問・育児教室・育児相談に関する事務

保健センター（電話49-9020）

- ▶ 精神保健事業に関する事務
- ▶ 健康増進事業に関する事務
- ▶ 食生活改善事業に関する事務
- ▶ トレーニング指導等に関する事務
- ▶ 予防接種に関する事務
- ▶ 感染症対策に関する事務